

筑波観光鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可について

筑波観光鉄道株式会社から令和8年7月8日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請については、本日（令和8年9月4日付）申請のとおり認可いたしましたのでお知らせします。

また、当該申請事案について、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、6件のご意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（結果公示案件一覧）」欄に回答を掲載いたしました。

1. 申請日 令和8年7月8日
2. 申請者
筑波観光鉄道株式会社
茨城県つくば市筑波1番地
取締役社長 枝村 誠
3. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線
筑波山鋼索鉄道線 宮脇駅 ～ 筑波山頂駅 1.6km

4. 申請の概要

i) 申請理由

申請者は、物価高騰や円安傾向の影響を受けた工事費用の増加、さらには金利上昇等を背景とした製造費の高騰を受け、甚大化する自然災害や、車両等の設備の老朽化にともない、安全対策への設備投資や各設備の更新を必要としている。

これまでに、各種割引乗車券の発売などの増収策に加え、経営基盤の合理化や費用の削減等の各種施策を実施してきたものの、今後も更なる安全対策への設備投資や、賃金水準を維持しながらの人材の維持確保ならびに、筑波山地域のより一層の観光活性化に取り組むためには、鉄道旅客運賃の改定が必要であると判断したことから、認可申請が行われたもの。

ii) 申請内容等：別紙のとおり

5. 改定実施予定時期：令和8年10月

[問い合わせ先]	関東運輸局鉄道部監理課 担当 佐川・姫野 電話 045-211-7239
[配布先]	神奈川県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ 茨城県政記者クラブ

(別紙)

I. 筑波観光鉄道株式会社の申請内容

(1) 変更する運賃の上限の種類、額及び適用方法(均一性)

(単位:円)

営業 キロ程 (km)	普通旅客運賃		定期旅客運賃(1ヶ月)			
			通勤定期		通学定期	
	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃	現行運賃	改定運賃
1.6	590	930	12,810	据え置き	設定なし	

※ 小児運賃は、大人運賃を折半した額(四捨五入して10円単位とする)。

(2) 改定率(原価計算期間(令和9~11年度における増収率))

定期外 運賃	定期運賃			合計
	通勤	通学	計	
69.3%	0.0%	設定なし	0.0%	68.1%

II. 鉄道事業の収入・総括原価表

(単位:千円)

		令和6年度 [実績]	令和7年度 [推定]	令和8年度 [推定]	令和9~11年度合計 (原価計算期間)[推定]	
					現行運賃	申請運賃
収入合計(a)		219,249	216,420	288,466	640,464	1,076,421
(うち旅客運輸収入)		218,906	216,348	288,394	640,248	1,076,205
費用合計(b)		164,378	174,307	223,469	1,080,748	1,080,748
配当所要額(適正利潤)(c)		4,780	2,644	2,644	7,932	7,932
収支率	(a)/(b)×100	133.4	124.2	129.1	59.3	99.6
	(a)/(b+c)×100	129.6	122.3	127.6	58.8	98.9